

町民課からのお知らせ

～国民健康保険は安心して医療を受けるための制度です～

誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢などに応じて、すべての方が医療保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。職場の健康保険や後期高齢者医療制度など他の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険(国保)に加入する必要があります。

【マイナンバーをご持参ください!】

マイナンバー制度の開始にともない、国保に届出をする際には申請書類に「マイナンバー」の記載が必要になります。

国保に加入するとき、やめるとき、住所や氏名の変更、保険証を紛失した時など、国保に届出を行う際には、マイナンバーのわかるもの(通知カード等)と本人確認できるもの(運転免許証)をご持参ください。

【届け出が必要です!】

職場の健康保険と国保の間で切り替えがある場合には、ご自身による届け出が必要です。
自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください!

【届け出に必要なもの】

【国保に加入するとき】

- ①職場の健康保険を脱退したことを証明するもの
(資格喪失連絡票など健康保険の喪失した日が確認できるもの)
- ②印鑑
- ③個人番号が確認できるもの(通知カード、個人番号カード)
- ④本人確認ができるもの(運転免許証など)

【国保を脱退するとき】

- ①新しく加入した健康保険の保険証
- ②国保の保険証(脱退する方全員分)
- ③個人番号が確認できるもの(通知カード、個人番号カード)
- ④本人確認ができるもの(運転免許証など)



【届け出はお早めに!】

加入の届け出が遅れた場合は、前の健康保険が終了した時点までさかのぼって国保に加入するため、そのさかのぼった期間分の国民健康保険税(国保税)を納める必要があります。

脱退の届け出が遅れると、国保税と社会保険料を二重に支払うことになります。また、他の健康保険に加入した後に国保の保険証を使用すると、その時に国保が負担した医療費を返していただくことがあります。健康保険に変更がありましたら、14日以内に役場1階 町民課 国民健康保険係または各出張所へ届け出をお願いします。

【交通事故にあったとき】

交通事故をはじめ、第三者の行為によりケガなどをした場合でも国保で治療を受けることができます。本来治療費は加害者が支払う義務を負いますが、一時的に国保が立替払いをして、その後国保が負担した費用を加害者に請求します。そのため、交通事故等で保険診療を受けた場合は、示談の前に必ず役場1階町民課国民健康保険係に連絡をして届け出るようにしてください。

【柔道整復師にかかるとき】

柔道整復師(接骨院・整骨院など)にかかるとき、国保が使える場合は一定の条件を満たす場合に限られていますのでご注意ください。